

流山市市民参加推進委員会の評価シート

対象事業名	流山市介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の制定に伴う関係条例の整備に関する条例
担当課	介護支援課

① 市民参加の方法の選択について

厚生労働省からの省令が遅かったため、本市の条例改正までタイトな中で、審議会だけでなく介護保険制度の説明会の場を利用して説明を行ったことは評価する。

《各委員からの意見》

- ・市民の高齢化による介護需要の増大への対応として、介護事業者の評価基準等を検討することは必要かつ重要であり、多くの市民がその内容について知悉しておくべきと考える。その点では介護事業にかかわる市民だけを対象とせず、広く一般市民の参加を可能とする方法も考慮されるべきではないか。
- ・意見交換会を介護事業者に絞り開催通知を出状しているが、多くの市民に知らせる手立てを何故検討しなかったか疑問が残る。
- ・今回のように、厚生労働省の省令が遅く施行の為に手続きを優先する場合、事案の性格から市民参加条例第5条第2項第2に該当する事案として対応も可であったと思われる。

② 市民参加の方法のスケジュールの妥当性について

緊急的な事案とのことなので、このスケジュールは妥当と判断する。

《各委員からの意見》

- ・時間的に切迫していたことからやむを得ないとはいえ、結果的に短期間の処理に終わったきらいがある。法令交付日や施行日があらかじめ分かっていたのであれば、内容については未知であったにしても、意見交換会は2回ほど開催するスケジュールも組めたのではないだろうか。
- ・本当に時間がなかったのだということはわかるが、やはり、もう少し事業内容に関して広く告知する時間が必要だったのではないか。
- ・スケジュールはかなりタイトに設定されていて、十分に市民参加が保障されたスケジュールとは言い難い。条例改正の内容が実質的に不利益を被る市民や変更や変化が生じる市民がいなかったとしても、行政側の負担も増すことでもあり、もう少し期間に余裕があっても良かったのではないか。

③ 事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供について

緊急的な事案であったにもかかわらず、別件で催される説明会に合わせて、事業者の説明が出来た点は評価したい。改めて意見交換会を行ったりパブリックコメントを求めるより、そのような事業者が集まる説明会で、説明を共に行ったほうが、事業の周知がはかれるのではないか。

《各委員からの意見》

- ・審議会、意見交換会を行ったことで、審議会委員や意見交換会に参加された人には事業内容はわかってもらえたと思うが、意見交換会に参加できなかった、実際に介護の現場にいる方にこの短期間で情報提供ができたのか疑問が残る。
- ・介護保険制度の改定については、保険料の見直しが一定年数（3年毎）で行われる事の情報すら多くの市民には了知されていない現状があると考えることから、可能な限り予知できた内容を情報開示する事が出来なかったのか疑問が残る。
- ・介護事業者の運営基準改正の背景やポイントが市民にも広く公開され、伝わっていたか疑問が残る。

④ 改善点について

《各委員からの意見》

- ・今後の介護の在り方について、介護を受ける立場、積極的に地域介護に参加する立場の双方から、市民は十分に情報を提供され、様々な機会に参加していくべきと考える故に、市民参加の方法とその機会の増大についてさらに検討を重ねるべきと考える。
- ・対象が事業者向けの事業であるが、実際の利用者にとっても大事なことと思う。急な予定で、パブリックコメントもできなくなり、意見交換会に参加できなかった人の意見が、吸い上げられなかったのではないかと思われる。時間がない中で、いかに市民の声を吸い上げることができるかということが今後の課題になっていくのではないか。
- ・緊急案件且つ時間の制約がある場合の市民参加の方法並びに施策の対応について工夫改善が必要と思われる。

⑤ 当該事業の評価について

A	B	C	D
---	----------	---	---